

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」 Q & A 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p>Q 1. ～Q 6. (略)</p> <p>Q 7. 再生計画において、法人税法第 2 5 条第 3 項及び第 3 3 条第 4 項（平成 1 7 年度税制改正によるいわゆる資産評価損益の計上）並びに同法第 5 9 条第 2 項第 1 号（同改正によるいわゆる期限切れ欠損金の優先利用）の適用を受ける場合の手続はどのようになりますか。</p> <p>A. 法人税法第 2 5 条第 3 項及び第 3 3 条第 4 項（平成 1 7 年度税制改正によるいわゆる資産評価損益の計上）並びに同法第 5 9 条第 2 項第 1 号（同改正によるいわゆる期限切れ欠損金の優先利用）の適用を受ける再生計画を策定する場合は、本基本要領に定められた手順ではなく、中小企業庁が別に定めた「<u>中小企業再生支援スキーム</u>」に定められた手順に従う必要があります。同策定手順は、一時停止の通知、再生計画検討委員会の設置、「<u>実態貸借対照表作成に当たっての評価基準</u>」に基づいた資産評定などの点で、本基本要領に定められた手順（協議会スキーム）と異なります。</p> <p>Q 8. (略)</p> <p>Q 9. 協議会スキームによって債務免除が行われた場合の債務者側の税務処理はどのようになりますか。</p> <p>A. 協議会スキームによって策定された再生計画により債務免除が行われた場合、債務者側の税務処理については、法人税基本通達 1 2 - 3 - 1 (3) に定めるとおり、原則として、債務の免除等の決定について恣意性がなく、かつ、</p>	<p>Q 1. ～Q 6. (略)</p> <p>Q 7. 再生計画において、法人税法第 2 5 条第 3 項及び第 3 3 条第 <u>4</u> 項（平成 1 7 年度税制改正によるいわゆる資産評価損益の計上）並びに同法第 5 9 条第 2 項第 1 号（同改正によるいわゆる期限切れ欠損金の優先利用）の適用を受ける場合の手続はどのようになりますか。</p> <p>A. 法人税法第 2 5 条第 3 項及び第 3 3 条第 4 項（平成 1 7 年度税制改正によるいわゆる資産評価損益の計上）並びに同法第 5 9 条第 2 項第 1 号（同改正によるいわゆる期限切れ欠損金の優先利用）の適用を受ける再生計画を策定する場合は、本基本要領に定められた手順ではなく、中小企業庁が別に定めた「<u>中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）</u>」に定められた手順に従う必要があります。同策定手順は、一時停止の通知、再生計画検討委員会の設置、「<u>実態貸借対照表作成に当たっての評価基準</u>」に基づいた資産評定などの点で、本基本要領に定められた手順（協議会スキーム）と異なります。</p> <p>Q 8. (略)</p> <p>Q 9. 協議会スキームによって債務免除が行われた場合の債務者側の税務処理はどのようになりますか。</p> <p>A. 協議会スキームによって策定された再生計画により債務免除が行われた場合、債務者側の税務処理については、法人税基本通達 1 2 - 3 - 1 (3) に定めるとおり、原則として、債務の免除等の決定について恣意性がなく、かつ、</p>

その内容に合理性があると認められる資産の整理に該当し、法人税法第59条「資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入」の適用があるものと考えられますが、これを確認するため、平成15年7月28日に国税庁に「中小企業再生支援協議会で策定を支援した再建計画（A社及びB社のモデルケース）に基づき債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月31日に国税庁から当該モデルケースについて差し支えない旨回答をいただいております。

なお、Q7のとおり、平成17年度税制改正による資産評価損益の計上や期限切れ欠損金の優先利用の適用を受ける再生計画を策定する場合は、本基本要領に定められた手順ではなく、中小企業庁が別に定めた「中小企業再生支援スキーム」に定められた手順に従う必要があります。

Q10. ～Q11. (略)

Q12. 『債権放棄等の要請を含む再生計画』とは具体的にどのような再生計画を意味するのですか。(本基本要領6.(1)②)

A. 再生計画案における金融支援の内容としては、第一に、リスケジュールやDDSによる条件変更による方法、第二に、直接債権放棄、実質的な債権放棄、DESにより相談企業の債務の一部減免を求める方法の、大別してふたつの方法があります。

『債権放棄等の要請を含む再生計画』とは、金融支援の内容として、後者の方法を含む再生計画を意味します。『債権放棄等の要請を含む再生計画』を策定する場合は、個別支援チームの構成（本基本要領6.(3)①）、再生計画案の内容（同6.(5)⑥、⑧、⑨）、再生計画案の調査報告の内容（同6.(6)②)

その内容に合理性があると認められる資産の整理に該当し、法人税法第59条「資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入」の適用があるものと考えられますが、これを確認するため、平成15年7月28日に国税庁に「中小企業再生支援協議会で策定を支援した再建計画（A社及びB社のモデルケース）に基づき債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月31日に国税庁から当該モデルケースについて差し支えない旨回答をいただいております。

なお、Q7のとおり、平成17年度税制改正による資産評価損益の計上や期限切れ欠損金の優先利用の適用を受ける再生計画を策定する場合は、本基本要領に定められた手順ではなく、中小企業庁が別に定めた「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」に定められた手順に従う必要があります。

Q10. ～Q11. (略)

Q12. 『債権放棄等の要請を含む再生計画』とは具体的にどのような再生計画を意味するのですか。(本基本要領6.(1)②)

A. 再生計画案における金融支援の内容としては、第一に、リスケジュールやDDSによる条件変更による方法、第二に、直接債権放棄、実質的な債権放棄、DESにより相談企業の債務の一部減免を求める方法の、大別してふたつの方法があります。

『債権放棄等の要請を含む再生計画』とは、金融支援の内容として、後者の方法を含む再生計画を意味します。『債権放棄等の要請を含む再生計画』を策定する場合は、再生計画案の内容（同6.(5)⑥、⑧、⑨）、再生計画案の調査報告の内容（同6.(6)②）等において、条件変更だけの場合と比較してより厳

等において、条件変更だけの場合と比較してより厳格に規定されています。

Q13. ～Q19. (略)

Q20. 再生計画の策定を支援することが適当であると判断できない場合等は、どうするのですか。

A. 統括責任者が、相談企業について再生計画の策定を支援することが適当であると判断できない場合は、基本的には再生計画策定支援（第二次対応）を開始しません。統括責任者は必要に応じて、弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を検討します（本基本要領6（9）②）。もっとも、例えば再生の対象となる事業に事業価値があるかの判断が困難であるものの、事業面での支援を行うことにより再生の対象となる事業に収益性や将来性が生まれる可能性が見込まれる場合などに、中小企業診断士等の外部専門家を補助者として活用し事業面の支援を行うことにより（本基本要領6.（2）③）、再生の対象となる事業に収益性や将来性が認められ、再生計画の策定を支援することが適当であると判断できた場合には、その時点で、再生計画策定支援（第二次対応）を開始することができます。

Q21. 協議会スキームにおいて『一時停止』の通知はなされないのですか。

A. 「私的整理に関するガイドライン」において、『一時停止』とは、対象債権者の個別的権利行使や債権保全措置だけではなく、債務者が通常の営業の過程でなく行う資産処分、新債務の負担、一部の対象債権者に対する弁済などを禁止するものと定義されており、主要債権者と債務者が連名で対象債権者に『一時停止』の通知を発することにより、同ガイドラインによる私的整理手続が開

格に規定されています。

Q13. ～Q19. (略)

Q20. 再生計画の策定を支援することが適当であると判断できない場合等は、どうするのですか。

A. 統括責任者が、相談企業について再生計画の策定を支援することが適当であると判断できない場合は、基本的には再生計画策定支援（第二次対応）を開始しません。もっとも、例えば再生の対象となる事業に事業価値があるかの判断が困難であるものの、事業面での支援を行うことにより再生の対象となる事業に収益性や将来性が生まれる可能性が見込まれる場合などに、中小企業診断士等の外部専門家を補助者として活用し事業面の支援を行うことにより（本基本要領6.（2）③）、再生の対象となる事業に収益性や将来性が認められ、再生計画の策定を支援することが適当であると判断できた場合には、その時点で、再生計画策定支援（第二次対応）を開始することができます。

Q21. 協議会スキームにおいて『一時停止』の通知はなされないのですか。

A. 「私的整理に関するガイドライン」において、『一時停止』とは、対象債権者の個別的権利行使や債権保全措置だけではなく、債務者が通常の営業の過程でなく行う資産処分、新債務の負担、一部の対象債権者に対する弁済などを禁止するものと定義されており、主要債権者と債務者が連名で対象債権者に『一時停止』の通知を発することにより、同ガイドラインによる私的整理手続が開

始るとされています（「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q15】【Q25】参照）。

これに対し、協議会スキームでは、対象債権者に『一時停止』の通知はなされません。もっとも、協議会スキームによる私的整理手続の遂行に際し、債務者（相談企業）の資金繰り等の事情から必要性が認められる場合には、統括責任者と債務者の連名で書面等により対象再建者の全部又は一部に対して、元本又は元利金の返済の停止や猶予を求める『返済猶予の要請』や対象債権者の個別的権利行使や債権保全措置等の差し控えの要請を行うことがあります。

なお、法人税法第25条第3項及び第33条第4項（平成17年度税制改正によるいわゆる資産評価損益の計上）並びに同法第59条第2項第1号（同改正によるいわゆる期限切れ欠損金の優先利用）の適用を受ける再生計画を策定する場合には、本基本要領に定められた手順ではなく、中小企業庁が別に定めた「中小企業再生支援スキーム」に定められた手順に従う必要がありますが（Q7）、同策定手順では、『返済猶予の要請』とは異なり、「私的整理手続に関するガイドライン」と同様に『一時停止』の通知がなされることとされています（同スキーム4．参照）。

Q22．～Q23． （略）

Q24．個別支援チームのメンバーには、どのような専門家が参画するのですか。

A．個別支援チームには、原則として、公認会計士又は税理士を含める必要があります。また、債権放棄等の要請を含む再生計画の策定を支援することが見込まれる場合は、原則として、弁護士及び公認会計士を含める必要があります。

始るとされています（「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q15】【Q25】参照）。

これに対し、協議会スキームでは、対象債権者に『一時停止』の通知はなされません。もっとも、協議会スキームによる私的整理手続の遂行に際し、債務者（相談企業）の資金繰り等の事情から必要性が認められる場合には、統括責任者と債務者の連名で書面等により対象再建者の全部又は一部に対して、元本又は元利金の返済の停止や猶予を求める『返済猶予の要請』や対象債権者の個別的権利行使や債権保全措置等の差し控えの要請を行うことがあります。

なお、法人税法第25条第3項及び第33条第4項（平成17年度税制改正によるいわゆる資産評価損益の計上）並びに同法第59条第2項第1号（同改正によるいわゆる期限切れ欠損金の優先利用）の適用を受ける再生計画を策定する場合には、本基本要領に定められた手順ではなく、中小企業庁が別に定めた「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」に定められた手順に従う必要がありますが（Q7）、同策定手順では、『返済猶予の要請』とは異なり、「私的整理手続に関するガイドライン」と同様に『一時停止』の通知がなされることとされています（同策定手順4．参照）。

Q22．～Q23． （略）

Q24．個別支援チームのメンバーには、どのような専門家が参画するのですか。

A．個別支援チームには、必要に応じて、公認会計士、税理士、弁護士又は中小企業診断士等が参画します。（本基本要領6．（3）①）

(本基本要領6.(3)①)

Q25. ~Q31. (略)

Q32. 『債権放棄等を要請する内容を含まない再生計画案であって、再生計画案の内容が本要領6.(5)②~④のいずれかを満たさない場合であっても、本要領6.「再生計画策定支援(第二次対応)」の規定に準じて、再生計画の策定を支援することができる。』とありますが、どのような場合に、数値基準(本基本要領6.(5)②~④の要件)を満たさない再生計画の策定ができるのでしょうか。(本基本要領6.(5)⑨)

A. 協議会スキームでは、原則として、数値基準(本基本要領6.(5)②~④の要件)を満たす再生計画の策定を目指しますが、数値基準を満たさない再生計画としては、例えば以下のような計画が考えられます。

(例)

①事業計画の実現性を高めるために、アクションプランの実効性を確認・検証する期間が必要と判断される場合や滞納公租公課の解消等を目的として策定する「3事業年度(再生計画成立年度を含まない。)を限度とする暫定的なリスクジュール計画(協議会版暫定リスク)」。

②債権放棄等を要請しない内容であって、継続して営業キャッシュフローがプラスであり、公租公課の滞納もなく、安定した事業継続が見込めると合理的に判断され、債務償還年数が相応の水準であるリスクジュール計画。

(注) 計画10年目における要償還債務が年間のキャッシュフローの20倍までを目安とする。

Q33. 調査報告書は誰が作成するのですか。

Q25. ~Q31. (略)

(新設)

Q32. 調査報告書は誰が作成するのですか。

A. 債権放棄等の要請を含まない再生計画案の場合は統括責任者が、債権放棄等の要請を含む再生計画案の場合は原則として個別支援チームに参画した弁護士が、調査報告書を作成します。（本基本要領6.（6）①）

Q 3 4. 債権者会議は必ず開催しなければならないのですか。

A. 対象債権者が一堂に会する債権者会議を開催することが望ましいですが、債権者会議を開催せず、再生計画案の説明等を持ち回りにより実施し、対象債権者から各別に同意不同意の意見を書面で表明してもらう方法によることも許容されます。（本基本要領6.（7）①）

Q 3 5. 大部分の債権者が再生計画案に同意したが、一部の対象再建者の同意が得られないときはどうなるのですか。

A. 協議会スキームは私的整理手続きであり、多数決で決することはできませんから、同意が得られない対象債権者を拘束することはできません。したがって、一部の対象債権者から同意が得られないときは、再生計画は成立しないこととなります。

もっとも、同意が得られなかった対象再建者を除外しても再生計画の実行上影響がない（再生計画の実行が可能である）と判断できる場合には、当該不同意の対象債権者からの金融支援を除外した変更計画を作成し、変更計画について不同意の対象債権者を除外した全ての対象債権者の同意を得た場合には、変

A. 統括責任者が調査報告書を作成します。なお、弁護士が個別支援チームに参画した場合は、同弁護士が債権放棄等の要請を含む再生計画案の場合は原則として個別支援チームに参画した弁護士が、調査報告書を作成することができます。（本基本要領6.（6）①）

Q 3 3. 債権者会議は必ず開催しなければならないのですか。

A. 対象債権者が一堂に会する債権者会議を開催することが望ましいですが、債権者会議を開催せず、再生計画案の説明等を持ち回りにより実施し、対象債権者から各別に同意不同意の意見を書面で表明してもらう方法によることも許容されます。（本基本要領6.（7）①）

Q 3 4. 大部分の債権者が再生計画案に同意したが、一部の対象再建者の同意が得られないときはどうなるのですか。

A. 協議会スキームは私的整理手続きであり、多数決で決することはできませんから、同意が得られない対象債権者を拘束することはできません。したがって、一部の対象債権者から同意が得られないときは、再生計画は成立しないこととなります。

もっとも、同意が得られなかった対象再建者を除外しても再生計画の実行上影響がない（再生計画の実行が可能である）と判断できる場合には、当該不同意の対象債権者からの金融支援を除外した変更計画を作成し、変更計画について不同意の対象債権者を除外した全ての対象債権者の同意を得た場合には、変

更計画につき再生計画を成立させることは可能です。(本基本要領6.(7)③)

Q36. 成立した再生計画は公表されるのですか。

A. 中小企業庁が、全国の案件について、基本的には、①相談企業の概要(事業内容、現状に至った経緯、債務の状況等)をまとめたものを公表します。もともと、相談企業名は、相談企業が同意した場合を除き公表しません。(本基本要領7.(1)、(2))

Q37. 今般の改訂により、金融機関等が保有する相談企業の財務面及び事業面の情報や必要な調査等により相談企業の財務及び事業の状況を把握したり、相談企業が財務面及び事業面の調査分析を実施したうえで相談を申し込むことによる「迅速かつ簡易な再生計画の策定支援」は行わないこととなるのですか。

A. 協議会スキームでは、原則として、外部専門家を含む個別支援チームによる財務面及び事業面の調査分析を行いますが、これまで通り、相談企業が財務面及び事業面の調査分析を実施したうえで相談を申し込み、個別支援チームの専門家がその調査分析を検証することにより、相談企業の財務及び事業の状況を把握し、再生計画案の作成を支援することも可能であり、今般の改訂により「検証型」として明記しました(本基本要領6.(4)④)。

また、例えば、事業改善や滞納公租公課の解消等のための期間として暫定的なりスケジュール計画を策定する場合や小規模事業者において債権放棄等を含まない再生計画案を策定する場合などでは、統括責任者及び統括責任者補佐のみによる個別支援チームが、金融機関及び相談企業から財務面及び事業面の情報を得て、迅速かつ簡易な方法により財務面及び事業面を把握し再生計画の策定支援を行うことも可能です。

更計画につき再生計画を成立させることは可能です。(本基本要領6.(7)③)

Q35. 成立した再生計画は公表されるのですか。

A. 中小企業庁が、全国の案件について、基本的には、①相談企業の概要(事業内容、現状に至った経緯、債務の状況等)をまとめたものを公表します。もともと、相談企業名は、相談企業が同意した場合を除き公表しません。(本基本要領7.(1)、(2))

Q36. 今般の改訂により、財務面及び事業面の調査分析は行わないこととなるのですか。

A. 従来、協議会では、再生計画策定支援(第二次対応)において、個別支援チームの外部専門家による財務面及び事業面の調査分析を通じ、相談企業の財務及び事業の状況を把握していました。

今般の改訂では、出来る限り迅速かつ簡易な再生計画の策定支援を行う観点化から、個別支援チームは、金融機関等が保有する相談企業の財務面及び事業面の情報や必要な調査等により、相談企業の財務及び事業の状況を把握することとなります(あらかじめ相談企業が財務面及び事業面の調査分析を実施したうえで、相談の申し込みを行う場合も考えられます)。

ただし、協議会が必要不可欠と認める場合は、外部専門家による財務面及び事業面の調査分析を実施することとなります。(本基本要領6.(4)①)

(削除)

Q 3 8. 協議会スキームにより策定された再生計画は、金融庁の監督指針や検査マニュアル上の「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」とされるのでしょうか。

A. 協議会スキームにより策定された再生計画であれば、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」とされるものではなく、金融庁の監督指針や検査マニュアルに規定された一定の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」とであると判断して差し支えないとされており、その取扱いに変更はありません。

Q 3 7. 外部専門家による調査分析が必要不可欠な場合とは、具体的にどのようなケースですか。(本基本要領6 (4) ①)

A. 外部専門家による調査分析が必要不可欠な場合とは、外部専門家による調査分析がない再生計画案では対象債権者から同意が得られないようなケースです。具体的には、例えば以下のようなケースが想定できます。

(例)

・相談企業の負債総額が一定規模以上(例えば、10億円程度)で、債権者間の調整・合意が困難と予想されるケース

・実質債務超過解消のため、大幅な債権放棄等が必要となるケース

Q 3 8. 今般の改訂により、協議会が策定支援した再生計画は、金融庁の監督指針や検査マニュアル上の取扱いについて変更があるのでしょうか。

A. 協議会が策定支援した再生計画は、一定の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」とであると判断して差し支えないとされています。今般の改訂後も、その取扱いに変更はありません。なお、実抜計画等の取扱いについては以下を参考として下さい。

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」

Ⅲ-4-9-4-3 (2), ③, ハ

・(中略) 実現可能性の高い(注1) 抜本的な(注2) 経営再建計画(注3) に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注4) には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

(注1) 「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。

一計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること

二計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと

三計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること

(注2)「抜本的な」とは、概ね3年(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと。

(注3)中小企業再生支援協議会(産業復興相談センターを含む。)が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続(特定認証紛争解決手続(産活法第2条第25項)をいう。)に従って決議された事業再生計画、株式会社企業再生支援機構が買取決定等(株式会社企業再生支援機構法第31条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第25条第2項)及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第19条第2項第1号)については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。(以下、省略)

「貸出条件緩和債権関係Q&A」

(問28)「抜本的な」の要件である、

(1) (中略)

(2)「なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと」の主旨如何。

(答)

1. 貸し手の金融機関と借り手の企業間で再建計画を策定し事業再生を進めていく場合、当該企業に対する債権が貸出条件緩和債権(要管理債権)から上方遷移するために再建計画が満たすべき基準としては、①「実現可能性の高い」及び②「抜本的な」という大別して2つの要件を満たすことが必要である旨規定している。

2. このうち、「抜本的な」という要件の趣旨は、以下のとおり。

(1) (中略)

(2) 「なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと。」

中小企業においては、大企業と比較してリストラの余地も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかることが多い。そこで、

i) 監督指針が「債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長」を認めていること、

ii) 「私的整理に関するガイドライン」において、「中小企業においては合理的な理由があれば、柔軟な活用もあり得る」としており、中小企業の再建計画の策定を実務的にサポートする中小企業再生支援協議会においても、これを踏まえ、債務超過の解消年数は5年以内としていること、

iii) 検査マニュアルでは概ね5年以内(5～10年で概ね計画どおり進捗している場合を含む)に正常先となる経営改善計画が策定されていれば破綻懸念先から要注意先以上へのランクアップを認めていること

等を勘案し、中小企業に限り、検査マニュアルを参照して、卒業基準(要管理債権からのランクアップ基準)を「計画期間が概ね5年以内(5～10年で概ね計画どおり進捗している場合を含む)で、計画終了後正常先となる経営改善計画が策定されていること」に緩和することとしている(※)。

(※) 金融検査マニュアルにおける「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」を、監督指針における「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」と同義

<p>Q 3 9. 再生計画策定支援が完了した案件のモニタリングはどのように行われるのでしょうか。(本基本要領8)</p> <p>A. <u>支援業務部門は、再生計画が成立してから概ね3事業年度(計画成立年度を含む。)を目途として、決算期を考慮しつつ、モニタリングに必要な期間を定め、モニタリングを実施します。</u></p> <p><u>モニタリングは、原則として、相談企業と主要債権者が主体となって実施し、支援業務部門が報告を受ける方式によりますが、支援業務部門は、モニタリング結果を確認するとともに、再生計画の着実な達成に向け、必要に応じ、外部専門家の協力を得るなどしてモニタリングをサポートします。</u></p> <p>Q 4 0. <u>協議会事業では、「事業の清算に伴う経営者の再チャレンジ支援」は行わないのでしょうか。</u></p> <p>A. <u>支援業務部門では、事業の再生を目指した支援を実施することを主たる目的としていますが、①窓口相談(第一次対応)、②再生計画策定支援を終了するとき、③モニタリング期間中、のいずれの場合においても、「事業の再生が極めて困難であると判断した場合」には、相談企業にその旨を伝え、可能な対応を</u></p>	<p><u>とみなして、差し支えない。</u></p> <p><u>(※) 合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画については、「金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能となる場合」は計画終了時点における債務者区分が要注意先でも差し支えない。</u></p> <p><u>「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」</u></p> <p><u>検証ポイント5(2)</u></p> <p><u>・貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準については、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(Ⅲ-4-9-4-3(2), ③, ハ)(注)において記載されているところである(以下、省略)</u></p> <p>Q 3 9. 再生計画策定支援が完了した案件のモニタリングはどのように行われるのでしょうか。(本基本要領8)</p> <p>A. <u>協議会では、再生計画が成立してから概ね3事業年度(計画成立年度を含む。)を目途として、決算期を考慮しつつ、モニタリングに必要な期間を定めま</u> <u>すが、今般の改訂により出来る限り迅速かつ簡易な再生計画の策定支援を実施</u> <u>するに当たり、今後は、少なくとも半年毎のモニタリングを実施します。</u></p> <p><u>計画の実施支援は、主要債権者の主体的な関与が必要となりますが、協議会では必要に応じ、外部専門家の協力を得るなどしてモニタリングをサポートしま</u> <u>す。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

行うこと、とされています（本基本要領5.（4）、同6.（9）②、同8.（1）④）。

支援業務部門は、経営者の再チャレンジを支援することも重要な役割であり、相談企業が清算を選択した場合であっても、経営者について「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理の支援を実施したり、相談企業が法的整理によらない会社清算を実施する場合において弁護士とともに金融機関等との調整をサポートするなどの支援が可能です。